

札幌市告示第 754 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 21 日

札幌市長 秋元克広

記

1 指定管理者の名称

名 称 合同会社むすびや

代表者 代表社員 棚橋 亮仁

所在地 札幌市北区拓北 8 条 3 丁目 4 番 20 号

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 札幌市南区保育・子育て支援センター

所在地 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(2) 小規模保育事業 A 型（札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）第 138 条の 23 第 8 号に規定する小規模保育事業 A 型をいう。以下同じ。）及び時間外保育（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 2 号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）に係る事業の実施に関する業務

(3) 前各号に掲げる業務に付随する業務